

公共物占用料の改定のお知らせ

平成27年4月1日から調布市公共物の占用料を改定します。

調布市の公共物占用料は、「調布市公共物の管理に関する条例」により定められています。

このたび、平成27年第1回定例会市議会において改正された条例に基づき、平成27年4月から改定後の新単価で公共物占用料を徴収することとなりましたのでお知らせします。

また、大幅に公共物占用料が増加すると、占用者の事業計画に支障を及ぼすおそれがあるため、本改定では激変緩和に考慮し公共物占用料を設定しました。

占用料の改正内容（第1種ア 通路の場合）

1㎡あたりの1年間の単位占用料額

改正前 占用料	改正後 占用料						
	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度	平成32 年度	平成33 年度～
1,170 円	1,400 円	1,680 円	2,010 円	2,410 円	2,890 円	3,460 円	3,810 円

※ 改定の内容は、占用物件ごとに異なります。

各占用物件の単位占用料額は、以下の「公共物単位占用料額早見表」をご確認いただくか、又は道路管理課管理係までお問い合わせください。

【公共物単位占用料額早見表】

占用物件種別		単位	単位占用料額											
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
第1種ア	河川、橋りょう及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの並びに通路その他原状のまま使用することを目的とするもの（イに掲げるものを除く。）	占有面積1平方メートルにつき1年	1,400	1,680	2,010	2,410	2,890	3,460	3,810	3,810	3,810	3,810	3,810	3,810
第1種イ	生活関連施設として使用されている通路その他原状のまま使用することを目的とするもの		930	1,110	1,330	1,590	1,630	1,630	1,630	1,630	1,630	1,630	1,630	1,630
第2種	ガス又は電力の供給事業及び電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの		660	790	940	1,120	1,340	1,600	1,630	1,630	1,630	1,630	1,630	1,630
第3種	仮設小屋、工事用建物その他の仮設建物の付属施設の設置を目的とするもの		1,400	1,680	2,010	2,410	2,890	3,460	4,150	4,980	5,440	5,440	5,440	5,440
第4種	電力の供給事業及び電気通信事業のための電柱及び鉄塔の設置を目的とするもの		1,400	1,680	2,010	2,410	2,890	3,460	4,150	4,980	5,440	5,440	5,440	5,440
第5種	電線及びこれに類する架空線の設置を目的とするもの		430	510	610	730	870	1,040	1,240	1,480	1,770	2,120	2,540	2,720
第6種	前各号に属さないもの		1,400	1,680	2,010	2,410	2,890	3,460	4,150	4,980	5,440	5,440	5,440	5,440